

令和2・3・4年度 小野市入札等参加資格審査申請要領

【物品・役務の提供等】

小野市が発注する「物品・役務の提供等」の競争入札等に参加を希望される者は、次のとおり申請受付を行いますので、申請書等必要書類を提出して下さい。

1. 申請書類について

ダウンロードサービスをご利用ください。財政課窓口でも配布します。

(1) ダウンロードサービスを利用の方

ホームページ <http://www.city.ono.hyogo.jp/> (指名願・入札情報又は財政課)

(2) 窓口へ来庁される方

配布期間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までは除く)

※土曜、日曜及び祝日は除く

配布場所 小野市役所 総務部財政課

※郵送による配布は行っておりません。

2. 提出方法

郵送(普通郵便のみ。ただし、レターパック、宅配便は可)

送付先 〒675-1380 兵庫県小野市中島町531番地

小野市役所 財政課管財係 宛て

※申請書類を直接持参いただいても、その場で申請書類の確認は行いません。

※送付する封筒に「入札等参加資格審査申請書類 在中」と記載してください。

3. 受付期間

随時受付を行っています。

※登録が完了した業者には「小野市入札等参加資格審査申請受付証」に受付印を押印の上返送します。

4. 提出書類

番号	提出書類	備考
1	申請受付証	市独自様式 業者名のみ記入すること
2	資格審査申請書	市独自様式(申請書①から③)
3	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、個人事業主の場合は誓約書	写し可。登記事項証明書は3か月以内のもの 誓約書は市独自様式
4	印鑑証明	写し可。3か月以内のもの
5	許認可等が必要な業種の場合は、その証明書類	写し可(A4サイズにしてください)

6	代理店、特約店の場合はその証明書	写し可（A4サイズにしてください）
7	納税証明書 （写し可。3か月以内のもの） 未納税額のない証明で、 ・国税（所管の税務署にて発行） 法人は様式その3の3 個人は様式その3の2 ・市税（市役所税務課にて発行） 小野市税に未納の税額がないこと の証明 ※市税の証明を税務課窓口で取得 される際、法人又は代理人の場合 は委任状が必要です。	① 法人市外…国税（法人税、消費税）その3の3
		② 法人市内…国税（法人税、消費税）その3の3（準市内含む） 市税関係一式（滞納無し証明）
		③ 個人市外…国税（所得税、消費税）その3の2
		④ 個人市内…国税（所得税、消費税）その3の2 市税関係一式（滞納無し証明）
8	返信用封筒	受付証返送用。 料金不足の場合は受取人払いで送付します。

5. 提出部数 1部

- (1) A4サイズとし、クリップでとめて提出してください。
- (2) ファイルは不要ですが提出書類は綴れるようにパンチで穴を空けてください。（2穴）

6. 有効期間 令和2・3・4年度（3か年）

7. 参加資格

- (1) 代表者及び受任者が、成年被後見人・被保佐人及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和2年4月1日時点で、2年以上引き続きその営業に従事しているもの。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項に該当しないもの。
- (4) 国税及び地方税に未納が無いこと。
- (5) 法令により、許可、認可及び届出等（以下「許認可等」という。）が必要な業務については、当該許認可等を受けている者。
- (6) 小野市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員等又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

8. その他注意事項等

- (1) 提出書類に不備がある場合、入札等参加資格者名簿に登載しません。また、入札等参加資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の申請をした者も登載しません。
- (2) 提出後、申請書類の記載内容について電話で確認することがありますので、担当者欄には申請書の作成者を記入してください。また、必ず申請書類一式の控えを保管してください。
- (3) 提出書類に不備・不足がある場合は、電話もしくは書面で連絡しますので、速やかに追加書類を提出してください。
- (4) 資格審査申請書の一番下の使用印が抜けている場合がよく見受けられます。必ず押印して下さい。押印がない場合は不備となります。
- (5) 法人が登録する場合、登録する業者名は履歴事項全部証明書に記載されている商号または名称としてください。(屋号での登録はできません。)
- (6) 返信用封筒を必ず同封して下さい。入っていない場合は書類不備となりますので、ご注意ください。

9. 変更等の届出

入札等参加資格審査の結果、有資格者となった者で、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかにその旨を書面（任意様式）で届出してください。営業を休止したとき又は廃止したときも同様に書面で届出してください。

- (1) 商号又は名称（支店、営業所等を含む）
- (2) 所在地（支店、営業所等を含む）
- (3) 法人にあつては代表者の氏名及び資本金
- (4) 個人にあつてはその者の氏名
- (5) 登録又は許認可及びその年月日
- (6) その他重要な事項

問い合わせ先 〒675-1380
小野市中島町531番地
小野市総務部財政課
TEL：0794-63-1000（内線：536）
ホームページ <http://www.city.ono.hyogo.jp/>